

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成31年1月11日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

1. 調達内容

(1) 調達件名

接遇・電話対応研修業務委託

(2) 調達案件の仕様等

当支部職員に対する研修の講師派遣。詳細は仕様書による。

(3) 履行期限

平成31年3月29日

(4) 見積競争方法

仕様書に沿って必要な費用を算出し見積書を作成、請負金額の総価（合計）をもって見積競争に付する。

見積書には、仕様書に示す業務に沿ってすべての費用を包含した金額を記載すること。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって決定する。なお、見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格確認書類（別途指示）を当協会広島支部へ提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 競争参加資格確認書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書等の交付場所、見積書、競争参加資格確認書類の提出場所及び内容等に関する問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 濱根
電話（直通） 082-568-1014

(2) 見積書及び競争参加資格確認書類の提出期限

日時 平成31年1月21日(月)午前10時00分

郵送の場合も上記の日時までには必着とする。

4 その他

(1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会
広島支部企画総務グループ宛提出すること。(見積書は任意の様式で可)

ただし、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。
記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

- ・この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。
- ・見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ・見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・一旦受領した書類は返却しない。

(3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(4) 最低価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する方法及び日時場所において、当該見積参加者によるくじ引きにより契約対象者を決定する。

ただし、当該見積参加者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって
見積事務に関係のない支部職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約対象者決定の連絡については、決定業者のみ平成31年1月22日(火)午後3時まで
に電話連絡することとする。

(6) 仕様書に従って、資料を作成すること。

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。